

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第11号

四日市市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和62年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（扶養手当の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 任命権者が前項の届出を受けたときは、扶養親族認定申請書に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確認して認定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>5から9まで （略）</p>	<p>（扶養手当の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 任命権者が前項の届出を受けたときは、扶養親族認定申請書に記載された扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうか、<u>又は配偶者のない旨</u>を確認して認定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者は、扶養親族として認定することはできない。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>5から9まで （略）</p>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

扶 養 親 族 認 定 申 請 書

所 属 長

(年 月 日 提出)

四日市市長	所 属 名	
	職 員 番 号	
	氏 名	印

四日市市職員給与条例第36条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由（該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること）

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

届出の理由1～3に該当する場合の記入欄

扶養親族の 氏 名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		事実の発 生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

<注>

- (1) この申請書には、任命権者の指定する証明書を添付する。
- (2) 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- (3) 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- (4) 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

受理年月日	年 月 日から開始・終了	台帳記載
	年 月 日から開始・終了	三共済

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(総務部人事課)